

三浦市水道事業及び公共下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の基本方針

1 提案の根拠・理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う部分休業制度の拡充について必要な措置を講ずるほか、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等を国家公務員に準じて実施することにより、育児を行う職員の仕事と生活の両立支援をより一層図るため、本市の関係条例について必要な規定の整備を行うもの

2 改正の内容

- (1) 三浦市水道事業及び公共下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正【第1条】

水道事業企業職員に係る部分休業につき、下記(2)と同様の措置を講ずるため、必要な規定の整備を行うもの

- (2) 三浦市職員の育児休業等に関する条例の一部改正【第2条】

現在、1日につき2時間を超えない範囲内で認められる部分休業(第1号部分休業)について、新たな取得パターンとして、1年につき10日相当時間数(常勤職員は77時間30分、非常勤職員は当該非常勤職員の勤務1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間)の範囲内で認められる部分休業(第2号部分休業)を加えるとともに、部分休業の拡充について必要な規定の整備を行うもの

- (3) 三浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正【第3条】

本人又は配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対して、仕事と育児の両立支援制度に関する情報提供のほか、当該両立支援制度の利用に係る意向調査を行うこととするとともに、これらの職員に対する配慮事項等に係る規定を整備するもの

- (4) 三浦市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正【第4条】

病院事業企業職員に係る部分休業につき、上記(2)と同様の措置を講ずるため、必要な規定の整備を行うもの

3 施行期日

令和7年10月1日

4 経過措置

- (1) 条例の施行日から令和8年3月31日までの間における第2号部分休業の取得に係る必要な経過措置を設ける。
- (2) 3歳に満たない子を養育する職員に対する、上記2(3)による意向調査等については、施行日前においても講ずることができる。